平成２３年（フ）第８６号
香川県高松市多肥上町149番地１ニューエルディム小山Ａ103号室
債務者　中村　光利
１　決定年月日時　平成23年４月28日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月23日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第８７号
香川県高松市多肥上町149番地１ニューエルディム小山Ａ103号室
債務者　中村　明子（旧姓三木）
１　決定年月日時　平成23年４月28日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月23日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第１１３号
香川県高松市香川町浅野3016番地44
債務者　星野　智美
１　決定年月日時　平成23年４月28日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月23日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第１０２号
茨城県土浦市東真鍋町20番４号　真鶴荘215号
債務者　山本　晶夫
１　決定年月日時　平成23年４月25日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月24日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２３年（フ）第６７号
群馬県太田市矢場町3227番地13
債務者　川田美佐子
１　決定年月日時　平成23年４月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月24日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２３年（フ）第８３号
群馬県太田市大原町465番地９
債務者　兒玉金太郎
１　決定年月日時　平成23年４月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月24日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２３年（フ）第１１号
富山県魚津市浜経田3241番地　ファーストサイドＢ203号、旧住所富山県魚津市仏田3414番地　雇用促進住宅２―103
債務者　林建築こと福一建設こと　林　　俊男
１　決定年月日時　平成23年４月25日午前10時10分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月24日まで
富山地方裁判所魚津支部

平成２３年（フ）第１３号
富山県魚津市上村木１丁目４番６号　千歳マンション105号、旧住所富山県魚津市大光寺1307番地１
債務者　苅澤真由美（旧姓平井）
１　決定年月日時　平成23年４月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月24日まで
富山地方裁判所魚津支部

平成２３年（フ）第１５号
富山県黒部市荒俣997番地　笑福学園411号、住民票上の住所富山県黒部市荒俣997番地
債務者　内田ヨシ子
１　決定年月日時　平成23年４月25日午前10時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月24日まで
富山地方裁判所魚津支部

平成２３年（フ）第１６号
富山県下新川郡入善町君島251番地２
債務者　青木やす子
１　決定年月日時　平成23年４月25日午前10時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月24日まで
富山地方裁判所魚津支部

平成２３年（フ）第６６８号
名古屋市東区山口町３番17号　ウインズコート５Ａ号
債務者　川上　順子
１　決定年月日時　平成23年４月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１４号
鹿児島県指宿市十二町2385番地　グリーンパティオ202
債務者　吉村　智誠
１　決定年月日時　平成23年４月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月24日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２３年（フ）第８号
岩手県遠野市松崎町白岩17地割51番地７　綿愛アパート３号、旧住所岩手県遠野市松崎町白岩17地割49番地１　佐々木コヨ方
債務者　佐々木明美
１　決定年月日時　平成23年４月27日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

平成２３年（フ）第１６９号
仙台市宮城野区東仙台３丁目７番１号
債務者　佐藤　敏治
１　決定年月日時　平成23年４月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１７７号
宮城県塩竈市楓町３丁目11番12号
債務者　近藤比佐子
１　決定年月日時　平成23年４月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１９１号
仙台市太白区中田２丁目23番25号　高橋アパート101
債務者　遠藤　捷夫
１　決定年月日時　平成23年４月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係